

総 務 経 済 委 員 会

招 集 年 月 日	令和 4 年 1 2 月 1 5 日				
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室				
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 9 時 5 5 分	委員長	土屋 和幸	
	閉 会	午前 1 0 時 4 4 分	委員長	土屋 和幸	
出席並びに欠席議員 出席 6 名 欠席 0 名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠	
	柴田 一雄	○	土屋 和幸	○	
	佐原 佳美	○	加藤 弘己	○	
	荻野 利明	○	馬場 衛	○	
説明のため出席した者の職・氏名	総務部長	田内 紀善			
	総務課長	木和田 宏美			
	総務課長代理兼 人事係長	内山 浩二			
	行政係長	丸井 眞吾			
	行政係主任	鈴木 啓介			
職務のため出席した者の職・氏名	局長	山本 信治	書記	金原 宥貴	書記 伊藤左和子
会議に付した事件	令和 4 年 1 2 月 定例会付託議案審査				
会議の経過	別 紙 の と お り				

総務経済委員会会議録

令和4年12月15日（木）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前9時55分 開会〕

○加藤副委員長 みなさま、おはようございます。

本日は御多忙のところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは委員長、開会をお願いいたします。

○土屋委員長 改めまして、おはようございます。

大変寒くなってまいりましたが、お体のほうは十分気をつけていただいて、今後の職務のほうに当たっていただきたいと思います。

今日は付託議案もありますが、それぞれ丁寧な説明をお願いしたいなと思います。

まず最初に、部長さんがお見えになっていますので、部長さんのほうから御挨拶をお願いします。

○田内総務部長 おはようございます。

総務課から定年延長に係ります条例を出させていただいております。その中で新規条例ということで、議案第80号の湖西市職員の降給に関する条例制定、それから議案第81号の高齢者部分休業に関する条例の制定ということで付託を受けまして、今日はその関係の委員会ということでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○土屋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、課長さんのほうから、順次我々のほうでも先にいろいろ資料をいただいたり、いろいろしているんですけども、基本的に降給って一体どういうことなのというのと、それから降任とはどんな意味とかいう、いろいろありますので。

そんなことを先走って言っちゃいましたけども、元へ戻って、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開催いたします。

本委員会に付託されました議案は、既に配布されております付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

質問は一問一答式として、答弁はここが大事なところなんですけれども、答弁は要点を簡潔に述べていただきますようお願いいたします。

また、会議録作成のため、マイクを手前に向けてスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。また職員が資料確認等のため、審査の最中に委員会室を出入りすることにつきましては、あらかじめ許可をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 それでは、そのようにさせていただきます。出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いをいたします。

それではお願いいたします。

○木和田総務課長 おはようございます。

それでは初めに、湖西市職員の降給に関する条例のほうからお話させていただきます。

先ほど委員長のほうからもありました、降給とはどのような意味なのかということですが、こちらの降給の給は、給料の給を用いています。降給の種類は、降格、降号、降給の3種類があります。この最後に言いました降給は給料の給を下げるということです。降格というのは、職務級を下位に変更すること。例えば課長級が課長代理級になるとか、職務級が下がるということの意味の降格です。

降号というのは、号給を下に下げることになりますので、5級の18号が5級の10号に下がるとか、この号が下がるという意味の降号になります。

ほかの職に転任する降格というものもございます。その3種類が降給というものになります。

以上です。

○土屋委員長 はい、ありがとうございました。

今から質問をしていただきますけども、皆さんのほうで御質問ありますでしょうか。議案書のほうは75から77ページですけども、初めに議案第80号、湖西市職員の降給に関する条例制定についてを議題といたします。

質疑のある方はございますか。

どうぞ、柴田委員。

○柴田委員 条文の第1条の最後のところの文言で、意に反する降給という言葉が出てくるんですけども、この意に反する降給ということについて説明をお願いします。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 人事評価後の指導とか、人事評価というものを行っているんですけども、人事評価後の指導とか措置を行ったけれども、勤務実績のよくない状態が改善されない場合ということとか、医師2名が診断し、その故障のため職務の遂行に支障がある、これに耐えないことが明らかなきとき。病気でお医者さんの診断でちょっと無理があるんじゃないかということですね。適格性を判断できる事実に基づき、指導措置を行ったが、勤務実績のよくない状態が改善されないとき。あと定数の改廃、予算の減少に伴う職の数に不足が生じたときという四つがあります。

以上です。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田委員 過去にこういった事例というのはあるんでしょうか。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 今のところございません。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田委員 分かりました。理解できました。

○土屋委員長 はい。加藤委員。

○加藤副委員長 降給する場合の何か数字的なものがあるんですか。というのは、例えば病気をしてしまったと、年次休暇を取っちゃって、もう今度病気になっちゃったよと、そういうような何日ぐらいやったらどうだとか、例えば課の中でパーセンテージに必ず職員のうちの1%はやりなさいとか、そういうような決まりはあるのか。何々をやったら降給するというようなものがあるのか。そこら辺はどうなんでしょうか。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 課の中で何%とかという数字はございません。休業は90日でしたかね。90日までは100分の80になるんですけども。

課長代理に答えさせます。

○内山総務課長代理 すみません。課長代理のほうから補足で説明させていただきます。

今回まずこの条例の降給を定める目的なんですけど、今回はあくまでも原則定年延長の導入に伴いまして、現在8級の部長、7級の課長、6級の課長代理、この方が60歳を超えた場合に、もう制度的に非管理職の5級以下に下げる、そのための降給の手続として定めるための条例というふうになっております。

ただ、先ほど課長のほうからも御説明があった、意に反するということは、その定年延長とは別に人事評価によって、ちょっと成績が悪い。成績が悪くて指導しても、どうしても下げなきゃいけないといった場合のみ、下げるよという制度を、今回定めるものになりまして。それと同時にあともう一つは、いわゆるその分限処分といって、ちょっといたずらをしたとか、悪さをしたとかのものがああります。

分限処分でちょっと悪さをしちゃったよと、大きな失敗しちゃったよとか、すごく重大事項があった場合に、降任

させる制度は、それはもう既にその別の条例としてあるんですが、今回はあくまでも定年延長制度導入に伴って、自動的に5級に下げるとか、あとはその人事評価で下げるための手続を定めるものというふうになっております。それが今回のその条例の目的という形になっております。

その中で、先ほどの加藤委員から言われたのは、一律に何%下げるよというところの御質問になるんですけど、基本、定年延長制に伴いまして、基本的に下げるといふ、何%下げるといふのは特にあくまでなくて、60歳を超えたら自動的に下がるという、そういったものになりますので、よろしいでしょうか。

○土屋委員長 はい。加藤委員。

○加藤副委員長 事前に本人に知らせてやるわけですね。そうすると全然ない年もあるわけですか。皆さんそれぞれ、それなりの優秀な仕事をやったらもう全然なしよと。そうじゃなくて、1年間に何人かはやらなければいけないぞというような決まりがあるのか。そういう決まりがあると、例えば病気休暇なんかをやった人があると、非常に楽なんですけど、そういうことを実施する人はね。そこら辺はどうなんでしょうか。何もなかったら皆さん全員何もやらないよというようなことなのか。

それとも年間でボーナスの査定みたいに、100人いたら1人ぐらいしなさいよというようなことがあるのか、そこら辺を。それと事前にどういうふうに、誰がその人に言うのか。課長が言うのか、部長が言うのか、どうなんでしょうか。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。

こちらの条例にあります意に反する降給というのは、あくまで定年延長制度を導入するに当たって、役職定年8級、7級、6級、部長から課長代理までの者が、この定年延長の制度が導入されますと、5級に下がるということで、そこが意に反するという表現を使わせていただいているものですから、何%とか、その年はあるとかないとかではなくて、定年のときに60歳のときに6級以上の方については、5級に下がりますよということの意味合いで、意に反するという表現になってはおります。

以上です。

○土屋委員長 加藤委員。

○加藤副委員長 分かりました。

○佐原委員 委員長、よろしいですか。

○土屋委員長 はい。佐原委員。

○佐原委員 なので、これは、対象者は定年する方々、特に8級、7級、6級の方たちが60歳を超えたら、5級に一律になりますよということを定めるものと、あとこれまで実施されてこなかった職務、何て言うかな、適格性に欠けるような方たちに、今まで減給する制度がなかったので、明文化しますよという、その二つの目的と考えていいですか。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 はい、委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○佐原委員 続いて関連でいいですか。

○土屋委員長 どうぞ。佐原委員。

○佐原委員 さきほど柴田委員への回答のときに、この議案書の76ページにもある(2)下げる理由というところで、先ほど1番は人事評価によりとか、2番目は2名のドクターの診断で仕事に無理があるとか、3番目はこれまで注意喚起しても改善しなかったよということを言われて、4番目に職制もしくは定数の改廃、または予算の減少によるというものがあるんですけど、職制というのはどういうことですかね。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 私が申し上げるときに職制という言葉を使ってしまったのかもしれないんですが。

○佐原委員 言っていないかもしれないけど、ちょっと4番目が分からなかったのでお聞きます。書いてあるんで、それを聞く。

○土屋委員長 総務課長代理。

○内山総務課長代理 内山がお答えします。

条例の3条の第2項に、今委員が言われた職制または定数の改廃、予算の減少というものがあるんですが、例えばなんですけど、今の湖西市で部長級、8級制度を使っております。どうしても組織上それを例えば部長級以上じゃない、課長級に下げるとか、その職制上そういうような、もう一律8級を使えないような制度改正があった場合、ただこれ現実的にはほとんどないんですけど、そういった例があったりだとか、あるいは部の統廃合によって、例えば部長級が10人いらっしやって、もう一律に部を5つにするよとか、そういうような仕組みをその条例上もし変更された場合に、当然部長級が10人いたのをもう5人しかなれないケースがあったりする。そういったときに下げるということの規定するもので、基本的にはほとんど事例としてないものになります。

○佐原委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 そのほかにありますか。佐原委員。

○佐原委員 降任というのは、さっきの級を下げることと同じ意味なんですか。降任って言葉どこになかったっけ。なかったでしたっけ。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 降任というのが、あくまで分限処分による手続によってなされなければならないという言葉になりますので、分限処分のものは降任という言葉を使わせていただくようになります。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 いいですか。分限処分というのは、何て言うか暴言を吐いたとか、そういうこと。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 先ほど課長代理のほうからも、ちょっと悪さをしたという表現を使わせていただいたんですけども、そういう処分をした、分限処分によって給料が下がるということが、降任という言葉を使わせていただく形になります。

○田内総務部長 補足させてもらいますと、分限処分だといわゆる病気をされていて休んでいる職員を休ませるとというのが分限処分、休職をさせるというのが分限処分になります。もう病気をされていて、例えばもう今の役職では仕事が無理だろうという判断をした場合に、その下の階の級へ下げるような場合が、今までないんですけども、場合にそういうのを降任という表現で言うという形になります。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございました。

○土屋委員長 皆さん、ほかにごいませんか。

では、私のほうから質問させていただきます。今部長さんのほうから、今までなかったよというお話だったと思うんですけども、今までも役所に出てこなくて、ずっといた方もいるわけですけども、ああいう方はそのままの給料体制できたというふうに理解すればいいわけですね。

○田内総務部長 はい。そのとおりです。長い人でも1年近く休む人がいますけど、復職してそのままの同じ級で勤務を続けると。あえて例えば主任だった人を主事に下げるとかという措置は、特になされてないということでございます。係長を主査に落とすとかそういうのはしていないという。

○土屋委員長 その間に、例えば主査だった人が係長の職務を代行するわけですよね。それか課長補佐とか課長がその係長の職務を代行していたか分からないんですけども、いわゆる主任が係長の職務も代行したときには、それなりの報酬の手当みたいなのはあったんですか。

○田内総務部長 基本的に、例えば係長が休んでいたということになると、その上の代理がその係長の職を兼務する。上の方が下の職務を兼務するという形になりますので、特にその報酬を上げるとか、そういうものはございません。

○土屋委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

荻野委員いいですか。いいですか。

もう一つは役職定年制じゃんね、要はね。それが役職定年制がそれを利用することによって、職員の給料がどのように変化していくかというのを、ちょっと教えてもらっていいですか。

○木和田総務課長 職員の給料全体のお話ですか。

○土屋委員長 全体の話。

○木和田総務課長 そうですね、職務給が下がって、60歳のときにいただいていた金額の7割に下がる形に、定年を迎えた方はなっていく。ですので、今までいただいていた給料の7割という形になります。

以上です。

○土屋委員長 そうすると3割減るわけですよね。その職場の人間の数はそのままということは、補充すれば別として、その3割減った分だけは平たく言えば、プラスに転じるという、そういうふうに考えればいいんですか。そういう方をいわゆる5級になったんだから、今までの職務をそのままやるわけにいかないですよね。そうすると、その職務に就く方が新しく来るわけですよね。そこらはその減った3割って、その方はどういう業務をやっていくのか、ちょっと教えてください。

○木和田総務課長 職務給は5級以下に下がるんですけども、当然ほかの課長なり、代理なりが、そこに新たに所属、配属されますので、職務給的には5級になりますけれども、今まで勤めていただいた経験等を後輩とかに指導をしながら、もちろん5級の仕事をさせていただく。変わらず仕事についてはさせていただく形になります。給料は下がってしまいますけれども、引き続きお勤めいただく形にはなります。

以上です。

○土屋委員長 はい、ありがとうございます。

馬場委員。

○馬場委員 今の関連で、要するに100が70になるよね。そうするとその人たちは70で残るんだけど、そうすると今度役職に就く方も当然出てくるので、採用した場合にバランスがこの人たちが残っている、この人の7割と採用したときの給与の差は出てくると思うんですよね。議場で説明していただいたときには、全体としては将来的な給与体系としては、費用としては上がるというふうな形になるようなお話があったと思うんだけど、考え方としては当然残っていくので、新入職員より7割のほうが当然高いと思いますので、それだけの仕事をやらしてもらえばいいんだけど、もう採用もちょっと手控えみたいな形になってくるというような懸念もあるんだけど、そういった考えではいいわけだね。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 はい、おっしゃるとおりで、定年を迎えた方は残りますので、その分費用というか給料面の負担は増えますが、新規採用職員についても平準化して、引き続き採用のほうは多少控えるかもしれませんが、あまりでこぼこした職員の定員にならないようにはしていきたいと思っております。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 相対としてはちょっと上がるんじゃないかなという形では認識しているんですけど。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 おっしゃるとおりです。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 60歳を超えた方ということも先ほど言われましたけど、この定年延長で2年後には61歳の人になるんですけど、その段階では61歳以上の人がということですよ。あくまでも60歳なんですか。定年年齢なんですか。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 定年年齢は61歳になるので、60歳を超えた方が実際は61歳にならないと定年にはならないんですけども、役職定年は60歳です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 伸びるじゃないですか、これから。2年ごとに1歳ずつ。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 定年は延長されますが、役職定年は60歳となります。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 役職は降りるもので、ですか。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 はい、そうです。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。続いちゃっていいですかね。

じゃあ、この役職部分は取れたとしても7割、さっき言ったように新しい人より、新任者よりは高いわけですけど、これまでの再任用でなくなるんですけど。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 はい、お答えします。

暫定再任用という短時間勤務の方は残っていく形にはなります。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 その給料とどっちが高い。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 再任用よりは定年延長したほうが高いです。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 高い。7割だから。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 はい。

○土屋委員長 総務課長代理。

○内山総務課長代理 補足の説明になります。

暫定再任用のケースは、フルタイムで勤務するケースと、時短勤務をするケース、この2パターンがどうしても残ります。今先ほど佐原委員が給料の比較ということをおっしゃったんですが、役職定年者の正規職員より、暫定再任用の職員のほうが当然安く、給料は下がります。ただ、暫定再任用をどういう形で登用するかというところがありますので、そこは基本的には下がりますが、ケース・バイ・ケースの部分もございます。

○土屋委員長 いいですか。佐原委員。

○佐原委員 前に総務部長やっていた方が、何かのところで係長だか何かに翌年になったと思うんですね。現在もいらっしゃるかな。係長は5級ですか。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 今回の制度が、令和5年の4月1日からになりますので、役職定年の適用外となります。現在課長級の7級で任用されています。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 はい、ありがとうございました。

○土屋委員長 いわゆる降給されても、定期昇給というのはあることになる。

○木和田総務課長 7割に下がっているものですから、定期昇給というものはございません。

○内山総務課長代理 基本60歳を超過する職員、高齢職員については原則昇給停止になります。ただし、人事評価制度を使っておりますので、人事評価の結果、高判定というか特別に優秀とか、そういうものがあるような場合には、給与に反映していくところがあるんですけど、具体的にはどんなふうにやっていくかというのは、今後研究していくというところでございます。

○土屋委員長 だから定期昇給は基本はないよと。基本はないけどあまりにも優れていたら、それは上げざるを得ないねという、そういう発想でいいよね。

○内山総務課長代理 はい。その辺りはまだこれから具体的なところは、整理していくというところになりますけど、基本は昇給停止になります。

○土屋委員長 7割というのは、今自分がもっていた額がずっと7割でいくわけだよね。その7割、いわゆるほかの人は昇給するから7割といっても、自分が勤めていたらもっと上がっていたのにと、そういうのではないんだよね。そういうことだよね。いわゆる100万円もっていた人が1年たつと、普通なら103万円ぐらいになるかもしれない。その7割じゃなくて、もう最後にもっていた額の7割。

○木和田総務課長 そうですね。

○土屋委員長 そういうことでいいんだよね。はい。分かりました。

佐原委員。

○佐原委員 それは役職給も含めての、含めてを10として7割ということですか。役職加算。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 基本給です。

○佐原委員 基本給。はい、分かりました。

○土屋委員長 ほかにいいですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 それでは、ありがとうございました。湖西市職員の降給に関する条例制定については質疑を終結して、これより討論に入ります。

討論のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 ないということですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号、湖西市職員の降給に関する条例制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土屋委員長 ありがとうございます。挙手全員でありますので、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは続きまして、議案第81号、湖西市職員の高齢者部分休業に関する条例制定についてを議題といたします。

議案書は78ページ、79ページで、参考資料は33ページから34ページとなります。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

柴田委員。

○柴田委員 今回の新規条例として、この高齢者部分休業というのを定める理由を教えてください。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。

60歳以上の常勤職員について、職員の申請に基づき公務の運営に支障がない場合、任命権者が部分休業を認めることができるというものになります。1時間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で、30分単位で取得可能になるんですけども、高齢職員の働き方に対しての部分休業を、若い方の育児短時間勤務とか育児の部分休業と同じように、働く職場環境を整えるという意味で部分休業を今回入れた形になります。

以上です。

○土屋委員長 総務部長。

○田内総務部長 ちょっと補足させていただきます。

もともと地方公務員法に規定がありまして、今世の中で言われている働き方改革とかもありますので、基本的には高齢職員になると肉体的にも精神的にも、あと家庭の事情とか等々によって、勤務時間をもう減らしたいよというニーズも出てくるものですから、そういうことに合わせるために、こういう制度をこの定年延長の条例の機会に設けるということで、今回新規条例を上げさせていただいたという。ちょっと追加でそういった具合で、条例のほうを上程させていただいたという次第です。

以上です。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田委員 分かりました。理解できました。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 今の関連で、時間の2分の1、30分単位ということは、30分というとなかなかちょっと疲れたから休憩するかという部分と、その場所からちょっと庁舎から離れて行って、お茶でも飲みに行くかという話になるかと思うんですけど、もうそういうふうな取り方、肉体的なものや神経的なものもいろいろあると思うんですけど、もう取り方としては一応30分が基本になってくるよね。1単位で。1日のうちに最大どのくらいまで取れるの。これでいくと、ちょっと全部読んでなくて申し訳なかったですけど。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。

1週間当たり勤務時間の2分の1を超えないということになっていて、30分単位というので取得する方もいるかもしれないんですけども、想定としては病気とかで病院の通院があったり、透析とかされている方は週に何回もお休みすると思いますので、そういったことを想定しております。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 リフレッシュするためには、仕事をやるためには、そのほうがかえっていいかなと思う。能力給で今度上げてもらえるか分からないという。ちょっとそんな余分な話はしましたが、分かりました。理解できました。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 定年延長になった方も有給休暇はあると思うんですけど、その有給休暇を使っちゃってから、有給休暇というのは時間単位でも取れるんですかね。条件ありますか、これを取る。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 年次休暇は1時間単位になります。高齢者部分休業については、業務に支障がない上で申請していただくことが必要となります。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 年次休暇もあるんですよね。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 ございます。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 年次休暇だったら有給なわけじゃん。この部分休だったら減額されるわけですよね。だから有給休暇を使い切った後とかのほうが、利用する人の自由ですけど、そういう考え方もありますね。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 そういう使い方も考えられます。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ごめんなさい。いいですかね。

有給休暇は20日間。年次休暇はみんな現職のときと一緒にですか。日数、何日間。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。

与えられる年次休暇は一緒です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 一緒に20日間。ありがとうございます。

○土屋委員長 総務部長。

○田内総務部長 補足で、基本的にこの高齢者部分休業は、年次休暇がなくなったから使うとか、そういうことは想定しなくて、あくまでも業務の支障のない範囲で、親の介護で通院させるとか、自分の通院とか、先ほど言いましたそういった理由が明らかに正当性が認められるようなものでないと、そんな気楽に取れるようなものではないという考えでいまして、正当な理由でもって認める。あくまでも公務に支障がない範囲なんですけど、しかも給与が減額されるので、そういうものに利用をしていただきたいというふうに、総務課としては考えております。

以上でございます。

○土屋委員長 ほかに。加藤委員。

○加藤副委員長 こういう方って在宅勤務というのはあるんでしょうかね。それで在宅勤務だと年次休暇を取るのか取らないのか、30分ぐらいとかだと分かりやしないし、どうなるのかなと思うんですけど。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 そうですね。在宅も可能なんですけれども、あくまで先ほども申しましたとおり、通院だったり親の介護だったりということの利用理由が必要になっております。

○土屋委員長 ほかに。加藤委員。

○加藤副委員長 分かりました。

○土屋委員長 課長さんの言っている意味はよく分かったんですけども、30分単位で親の介護とか通院って、30分では多分不可能だと思うんですよ。そうすると、それが1時間とか2時間になっても、それはそれで致し方ないよという、そういうふうな考え方でいいですか。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 そうですね、30分単位にしているのが、今育児休業の部分休業というのが30分単位になっているものですから、それに合わせたということでありまして、1時間取るとか2時間とか、1週間の勤務時間が2分の1を超えない範囲であれば、時間は30分単位で申請いただける形になります。

以上です。

○土屋委員長 そういうことですね。1週間の勤務時間って何時間だったっけ。

○木和田総務課長 1日7時間45分の5日分の38時間45分です。

○土屋委員長 そうすると、20時間近くは休もうと思えば休めるという、そういうこと。

○田内総務部長 そうです。1週間のうちの2分の1以内ですので、そういうことになります。19時間ぐらい。

○土屋委員長 そういうことだね。それで、その間は何とか介護とか通院とか、さっきちょっと話に出たけど、その人は喫茶店行くとか、そういうこともあり得るということではいいわけね。給料が下がるんだもん、いいじゃんね。

○木和田総務課長 お答えします。

業務に支障がないということが前提となりますので、理由としてお茶ということをもし理由で上げられた場合は、恐らく所属長としては承認できないものになるかなと思います。

以上です。

○土屋委員長 そういうことであれば、そういうことが何かどこかで条件があつて、これを盾に取られると、何でもここでお茶が悪いんだと言われたときに、いやそれはねそうじゃないよ、趣旨としてはそうじゃないよというふうな説明で、相手が納得するかとかいろいろあると。まして高齢者でOBみたいな人にどうだこうだつて、なかなか言えないと思うんだけど、どう。

○田内総務部長 お答えします。

あくまでも我々は公務員ですので、そういう休みを取って、例えば喫茶店に行くとか、パチンコに行くとかというのは、もう倫理上許されることではありませんし、それがたとえOBの職員でも確固たる態度を取って対応したいと思っております。

以上でございます。

○土屋委員長 はい。了解しました。その確固たる信念を貫いていただきたいと思いますので。

佐原委員。

○佐原委員 例えば、先ほど言った透析をされているとかといたら、それはもう多分急性腎不全以外は、慢性腎不全はずっと継続的に透析されると思うんですね。一時的に取ってもいいし、ずっともう所属長が許可する理由であれば、勤務している間ずっと2分の1を超えない、透析だったら週3回だからということで4時間、前後入れても5時間ということで。部分的に、子供が、孫がいて、急に今月だけ取らなきゃいけないという人もいれば、ずっと取ってもそれは自由ということですかね。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 お答えします。

基本的には、申請しようとする1か月前までに、所属長に申請する必要があるんですけども、先ほど言った孫の熱とかといたときには、臨機応変に対応するのかなとは思いますが。ずっとということではなくて、やっぱり体制も人事異動等で1年ごとに変りますので、1か月前までに年度内という申請はできますけれども、翌年になったらまた新たに体制を考えて申請いただくようになると思います。

以上です。

○土屋委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございます。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 質問じゃないです。要は公務員であつて業務に支障のない限りの範囲で、週の勤務時間の2分の1を取れるよという理解に、私はさせていただきたいと思っておりますけど、それでいいですよ。

○土屋委員長 総務課長。

○木和田総務課長 はい、おっしゃるとおりです。

○土屋委員長 それと、ごめんなさい。いろんな手当って、危険手当とかいろいろあるじゃないですか。それが時間単位で手当が発生すればいいけど、1日単位でやった場合に、この人が30分休暇した場合も手当は1日単位で出るのか、分で計算して出るのかどっちですか。

○木和田総務課長 お答えします。

その手当が1日単位ということであれば、それを減じてという形にはなりません。

○土屋委員長 だから例えば、6時間しか勤務しなくても1日単位で手当が出るよという、そういうことですね。

○木和田総務課長 もし危険なということであれば、1日という単位になる、です。

○土屋委員長 はい、分かりました。

皆さんのほうからいいですか。

それでは、皆さんのほうから質疑がありません。なければいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 ないようですので、質疑を終結しこれより討論に入ります。

討論のある方ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第81号、湖西市職員の高齢者部分休業に関する条例制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土屋委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

なお、委員長報告は正副委員長において作成をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

9月20日開催の総務経済委員会で継続となっております核兵器のない世界の実現に一層の取組推進を求める意見書ですが、皆さん御承知のとおり取下げとなりましたので、終結となります。

以上で総務経済委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

〔午前10時44分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 土屋和幸